

公立高等学校で約 2000 名もの生徒から授業料を徴収 国の責任で完全不徴収の実現を

～「公立高等学校授業料不徴収に係わる都道府県教委調査」の結果について～

2011 年 7 月 15 日 日本高等学校教職員組合

1. 調査の趣旨

2010 年 4 月から公立高等学校授業料不徴収が開始されました。一般的には「高校授業料無償化法」と呼ばれ、公立高校の授業料は無償になったかのように思われていますが、「標準修業年限（全日制 36 月、定時制・通信制 48 月）を超える者」や「既卒者（再入学者）」について徴収するかどうかは自治体の判断に任せられたため、約 4 割の自治体で「不徴収とならない生徒」がいることが昨年度の日高教調査で判明しました。また、昨年度 8 月の調査時点で、「来年度は徴収する方向で検討中」という自治体も複数ありました。

「公立高等学校授業料不徴収」の実施から 2 年目。その実態と昨年度からの変化を知り、真の授業料無償化実現のための課題を明らかにするため、2 回目の調査を実施し、47 都道府県・2 政令市の教育委員会から回答を得ました。

2. 調査の内容、時期について

- ①調査時期 2011 年 4 月 27 日～7 月 7 日
- ②調査内容 別紙アンケート用紙参照
- ③調査方法 郵送

3. 調査結果について

(1) 教育費無償化の流れに逆行 「完全不徴収」が 3 県減少

（調査項目 1. 授業料不徴収に関する昨年度からの変更点について）

授業料不徴収に対する自治体の姿勢について、「完全不徴収」「原則不徴収」「徴収する」の 3 形態で昨年度調査しました。その後の変化について再調査しましたが、昨年度「完全不徴収」であった山形県が「徴収する」に、同じく「完全不徴収」であった栃木県・群馬県が「原則不徴収」へと変更されたため、「完全不徴収」が 16(昨年 19)、「原則不徴収」が 21(昨年 19)、「徴収する」が 10(昨年 9)となりました。

実質無償化を意味している「完全不徴収」が 3 県減少したことは、わずかな変化とはいえ、教育費の無償化の流れに逆行するものであるといわざるを得ません。

(2) 18 都県で約 2000 名の生徒から授業料を徴収

（調査項目 2. 「標準修業年限を超える者」の扱いについて）

- ①「病気・休学・留学」による留年生の扱いについては、ほとんどすべての自治体が不徴収にしています。しかしながら、「医師の診断書があれば病気留年生不徴収」としている岩手県の場合、不登校の生徒の多くは診断書を提出することは事実上不可能です。「不登校は不徴収」とする茨城県、「休学に準ずる長欠は不徴収」とする岡山県などのように明確に規定している自治体もあります。「やむを得ない事情」と判断するような規定の改善が求められます。
- ②「その他の留年生」から徴収する自治体は 14(昨年 15)と昨年度より 1 自治体減少しました

が、「既卒者(再入学者)」から徴収する自治体は 22(昨年 19)と昨年度より 3 自治体増えています。

③昨年度(2010 年度)、授業料を徴収された者は 17 の自治体で 1985 名にものぼります。徳島県は非公表としていますが、「ごく少数」で一桁の数ということですので、18 の自治体で約 2000 名もの生徒が授業料を徴収されていたこととなります。

「完全不徴収」以外の自治体でも、「やむを得ない事情があれば不徴収」としており、福島・千葉・新潟・石川・高知・佐賀・熊本・宮崎・沖縄など 9 県は実質的には「完全不徴収」になっており、高く評価することができます。「全日制 48 月、定時制・通信制 72 月は不徴収」と定めている佐賀県のように、国の基準を超えた規定を定めている自治体もあります。

結果として、数名というごく少数の生徒から徴収している自治体から、東京・広島・福岡など数百名単位で徴収している自治体までさまざまです。同じ高校生でありながら、どの自治体で学ぶかで教育条件が大きく違うというのは問題です。一刻も早く、国の責任で完全不徴収を実現すべきです。

(3) 急増する保護者負担 8 割の自治体が口座振替手数料を保護者負担に

(調査項目 3. 学校納付金の口座振替手数料の保護者負担について)

私費扱いの各種の学校納付金は、授業料が徴収されていた 2009 年度までは、公費扱いである授業料とともに口座から引き去られていたため、多くの自治体では口座振替手数料を保護者から徴収することはありませんでした。

しかしながら、授業料不徴収となった昨年度から、私費扱いである学校納付金の口座振替手数料を保護者負担とする自治体が増えました。今年度はさらに増加して「保護者負担なし」はわずか 8 自治体となり(昨年 14)、38 自治体(昨年 29。その他 4 自治体が未定・検討中であった)が保護者負担としています。1 件につき 5 円(青森・岩手・愛媛)から 84 円(神奈川)までばらつきがあります。私費といいながら、学校の教育活動に必要な不可欠なものが大半であり、公費として支出すべきところを、貧困な教育予算のために保護者負担として徴収しているのが実態です。公費扱いに準じて、口座振替手数料の保護者負担は中止すべきです。

(4) 「高校生修学支援基金」を活用した救済措置を実施している自治体はゼロ

(調査項目 4. 「特定扶養控除縮小により負担増となる高校生への救済措置」について)

授業料不徴収の財源として、特定扶養控除(16 歳～ 22 歳)のうち、高校生(16 歳～ 18 歳)の年齢層の上乗せ部分(37 万円)の控除が廃止されました。その結果、高校生のいる世帯の税負担が増加しています。11 万 8800 円の授業料が不徴収となった全日制の生徒にとっては負担増とはなりません。従来から授業料減免措置を受けていた全日制の生徒や、もともと授業料が低く設定されていた定時制・通信制高校、基本的に授業料を徴収していなかった特別支援学校の高等部の生徒にとっては大きな負担増となります。「給付型奨学金事業」は、本来、授業料不徴収とセットで実現すべきものだったのですが、閣議決定で 2 年連続見送りとなりました。

文部科学省は、苦肉の策として、「高校生修学支援基金(平成 21 年度～ 23 年度の 3 年間限定)」を活用して「給付型と同様の効果を持った支援ができるようにしている」としています。しかしながら、調査の結果、「高校生修学支援基金を活用した制度がある」とした自治体はゼロであり、「自治体独自の救済制度がある」とした自治体もありませんでした。

もともと、「高校生修学支援基金」は貸与制であり、返還しなければいけない借金です。文部科学省は、2010 年度末に各自治体に対して「高校生修学支援基金の貸与要件の緩和や返還時

の柔軟な対応を行うこと」を促す事務連絡文書を送付しましたが、現実に実施している自治体は皆無というのが現実です。

4. 国の責任で授業料完全不徴収の実現と給付制奨学金の創設を

①授業料不徴収制度が始まって、授業料を徴収されている生徒の 86.7 %は定時制・通信制高校の生徒です。経済的困窮などの事情や不登校であるが故に全日制に通うことのできなかつた生徒たちは、時間をかけて学び、成長していきます。全日制でつまずいて中退した後にやり直しの場を求めてきた生徒もいます。今日の日本社会では、高校卒業という資格は社会人としてのスタートラインともいえるべきものです。そのスタートラインに立つために懸命に努力している生徒たちから授業料を徴収する必要性がどこにあるのでしょうか。東日本大震災の被災地となっている、岩手・宮城の生徒たちの中にも授業料を徴収されている生徒がいます。

②授業料不徴収の対象外となっている約 2000 名の生徒から徴収している授業料の合計は約 5800 万円です(全日制 11 万 8800 円。定時制 3 万 2400 円。通信制 6240 円。いずれも 1 人あたりの年額)。授業料完全不徴収の立場をとっている自治体が独自に措置している分も含めて、あとなずかな予算増で公立高校の「授業料無償化」が実現できるのです。「社会全体で学びを支える」という言葉をスローガンで終わらせるのではなく、国の責任で完全不徴収を実現して、真の意味での「授業料無償化」とすべきです。

③奨学金は、世界では給付制が常識です。日本では市町村レベルにしか給付制奨学金がありませんでしたが、東日本大震災を機に、都道府県レベルでも給付制奨学金が創設され始めています。平成 23 年度第 1 次補正予算で成立した「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」も給付制ではなく、「高校生修学支援基金」を積み増して、「貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応」を都道府県に求めるもので、やはり貸与制なのです。

自治体任せにするのではなく、国の責任による給付制奨学金を早急に創設すべきです。

日高教は、高校生の修学を保障するため、「授業料完全不徴収」の実施と、2011 年度概算要求や第三次補正予算に給付制奨学金が盛り込まれることを強く要求し、その実現のために力をつくす決意です。